

別冊 2

津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託共同企業体の取扱いに関する要項

1 趣旨

この要項は、津市中央学校給食センター（以下「給食センター」という。）における調理、配送等に係る業務委託（以下「本業務委託」という。）に関し、企業連携及び協業化を促進することにより、受託能力の確保と事業者の育成を図ることを目的として2事業者により構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）を委託契約の相手方とする場合の取扱いについて、津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託に係る入札実施要項（以下「実施要項」という。）、同仕様書、関係法令及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 共同企業体の参加要件

本業務委託の入札に参加できる共同企業体は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 共同企業体の結成方法は、事業者の自主的な結成によるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、給食センターにおける調理及び配膳業務を担当する構成員（以下「調理業務等担当構成員」という。）及び配送業務を担当する構成員（以下「配送業務担当構成員」という。）の2事業者であること。
- (3) 調理業務等担当構成員は、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿の給食業務のうち「給食調理業務」に登載されていること。
- (4) 配送業務担当構成員は、津市契約規則第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿の給食業務のうち「給食運送業務」に登載されていること。
- (5) 配送業務担当構成員は本市の区域内に本店・本社を有するものとする。
- (6) 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 構成員は、本公告日から契約締結日までの間に、津市建設工事等指

名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(8) 構成員は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当するものでないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 構成員は、手形交換所から取引停止処分を受けているなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

(10) 構成員は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(11) 構成員は、国税及び本社所在地における地方税（支店等がこの入札に参加及び契約を行う場合は、本社所在地及び支店等所在地の地方税）について、申込日において滞納がないこと。

(12) 調理業務等担当構成員は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による営業の許可を有していること。

- (13) 調理業務等担当構成員は、令和5年4月1日以後、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業禁止または営業停止処分を受けていないこと。
- (14) 調理業務等担当構成員は、食品衛生法第55条第1項の営業の許可を取り消されたことがある者にあっては、入札参加申請時、その取り消しの日から起算して2年を経過していること。
- (15) 調理業務等担当構成員は、平成28年4月1日以後に、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設で調理業務の履行実績を通算又は合算して2年以上有していること。
- (16) 配送業務担当構成員は、平成28年4月1日以後に、食品配送業務に係る履行実績を有していること。また、配送車を給食センターに常駐できること。
- (17) 調理業務等担当構成員は、給食センターとの連絡及び調整が速やかに行えるよう、本業務の委託を開始するまでに、県内に本店、支店、営業所等のいずれかを設置できること。
- (18) 共同企業体の代表者は、調理業務等担当構成員とすること。
- (19) 本業務において、同一の事業者が2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

3 参加手続き

- (1) 提出書類
 - ア 共同企業体入札参加申込書（様式第9号）
 - イ 共同企業体協定書（様式第10号）
 - ウ 使用印鑑届（様式第11号）
 - エ 委任状（様式第12号）
 - オ 会社概要等整理票（様式第3号）
 - カ 調理業務、配送業務の実績（様式第13号）及び契約書等契約の内容が確認できる書類の写し
 - キ 宣誓書（様式第14号）
 - ク 添付書類
 - ① 会社の沿革及び組織が分かるもの（パンフレット等可）
 - ② 食品衛生法第55条の規定による営業許可証の写し
 - ③ 本業務委託に携わる統括責任者の管理栄養士免許証、栄養士免許証又は調理師免許証の写

④ 有資格者との雇用関係を確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等公的機関が発行するものの写又は発注者がこれに代わると認めるものの写）

⑤ 国税及び地方税に未納税額がないことを確認する書類（支店等がこの入札に参加及び契約を行う場合は、本社所在地及び支店等所在地の地方税の証明書）

※ 会社概要等整理票、会社の沿革及び組織が分かるものについては、構成員ごとに作成すること。

4 入札参加資格審査の結果通知

入札参加申込書等の提出書類に基づき審査を行い、審査結果の通知を令和8年3月2日（月）午後5時15分までに電子メールで行い、併せて、同日付け文書により通知する。

5 参加の辞退

共同企業体入札参加申込書を提出した後に参加を辞退するときは、令和8年3月11日（水）午後4時までに共同企業体入札辞退届（様式第15号）（押印のこと）を津市中央学校給食センターへ持参または書留等配達状況が確認できる郵送方法により提出すること。

6 有効期間等

(1) 参加資格を有する共同企業体の有効期間は、区分に応じ、次のとおりとする。

ア 委託契約の相手方となった共同企業体

入札参加資格審査結果通知書が送達された日（以下「送達日」という。）から本業務委託の完了の日から起算して3月を経過する日まで

イ 委託契約の相手方とならなかった共同企業体

送達日から本業務委託の契約が締結された日まで

(2) (1)アの共同企業体の構成員は、有効期間が経過した場合においても、本業務委託に係る契約不適合等について連帶してその責めを負うものとする。

7 業務委託契約書への記名押印

業務委託契約書については、全ての構成員の代表者が記名押印すること。

8 業務委託契約に基づく行為

本業務に係る監督、委託料等の支払等の本業務委託契約に基づく行為については、共同企業体の代表者をその相手方とするものとする。

<添付様式>

- 様式第3号 会社概要等整理票
- 様式第9号 共同企業体入札参加申込書
- 様式第10号 共同企業体協定書
- 様式第11号 使用印鑑届
- 様式第12号 委任状
- 様式第13号 共同企業体調理業務、配送業務の実績
- 様式第14号 宣誓書
- 様式第15号 共同企業体入札辞退届
- 様式第16号 共同企業体入札者確認票
- 様式第17号 入札書